

# 第一種フロン類充填回収業者の新規・更新登録申請の手引き

令和4年3月4日作成  
宮城県環境生活部環境政策課

## 1 申請対象者

この手引きは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づく第一種フロン類充填回収業（**業務用**冷凍空調機器にフロン類を充填する事業及び**業務用**冷凍空調機器からフロン類を回収する事業）の新規又は更新の登録申請を行おうとする事業者が対象です。

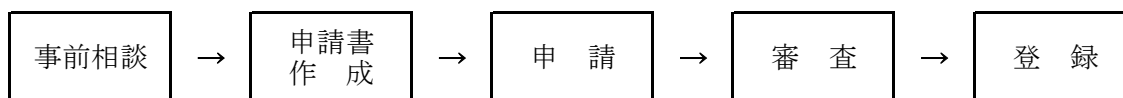
## 2 相談・申請窓口について（連絡先等は4ページに記載しています。）

| 申請者が個人の場合  | 申請者が法人の場合  | 申請・相談窓口 <sup>※1</sup>  |
|--|------------|--|
| 申請者の住所   | 主たる事業所の所在地 |  |
| 仙台市を除く宮城県内に事業所がある場合<br>(例：石巻市、塩釜市など)               |            | 主たる事業所 <sup>※2</sup> の所在地を管轄する保健所（又は支所）  |
| 仙台市のみ又は宮城県外のみ事業所がある場合                              |            | 環境政策課温暖化対策班  |
| 仙台市及び仙台市を除く宮城県内に複数の事業所がある場合                        |            | ①主たる事業所 <sup>※2</sup> が仙台市内の場合<br>→環境政策課温暖化対策班                                   |
| 組合せ例①：仙台市（主たる事業所）・石巻市など<br>組合せ例②：石巻市（主たる事業所）・仙台市など |            | ②主たる事業所 <sup>※2</sup> が仙台市を除く宮城県内の場合<br>→主たる事業所 <sup>※2</sup> の所在地を管轄する保健所（又は支所） |

※1 相談・申請の際は、**事前に窓口へ電話連絡**をお願いします。

※2 主たる事業所については、各事業所の規模等を考慮して判断してください。

## 3 登録までの流れについて



## 4 申請に必要なもの

- 申請書（省令様式第1）（環境政策課のサイトからダウンロードできますので御活用ください。）  
URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h2top.html>
- 添付書類（2ページ『8 添付書類』の項目を参照してください。）
- 申請手数料：「宮城県収入証紙 5,000円」（新規・更新とも同額）

### 【申請にあたっての注意事項】

- 申請用紙は定められたものを使用してください。ただし、記入欄に不足が生じた場合には記入欄の追加、別紙の添付でも構いません。
- 原則として、申請窓口へ提出してください。提出された申請書類は、窓口で簡単な予備調査を行います。（書類の記載漏れや添付書類の有無の確認等）
- 申請書の提出部数は正本1部です。
- 更新申請については、**有効期間満了日の30日前**から受け付けます。登録の有効期限前に更新申請を行ってください。（登録通知書の交付まで時間を要する場合があります。あらかじめ余裕を持って申請窓口まで御相談ください。）

## 5 審査について

申請書類は、受理後に審査を行います。審査のために必要な書類の提出を求める場合があります。

## 6 登録通知書の交付について

登録手続き完了後に登録通知書を交付しますが、登録通知書は、原則として、申請書類提出先の窓口で交付します。

## 7 申請書の記入の方法

登録申請書は、新規・更新とも同じ様式（省令様式第1）です。別添の記載例を参考に記入してください。

## 8 添付書類

必要な添付書類は下表のとおりです。

新規・更新とも同じ添付書類が必要です。

申請者が法人の場合と個人の場合で、添付書類が一部異なりますので御注意ください。

| 添付書類                                       |                     | 具体例, 注意事項等                       | チェック欄                    |
|--|---------------------|----------------------------------|--------------------------|
| ① 申請者がフロン排出抑制法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面 |                     | ・ 要領様式第1（個人用）又は第2（法人用）を使用してください。 | <input type="checkbox"/> |
| ② フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類          |                     | ・ 契約書, 領収書, 納品書, 販売証明書等の写し等      | <input type="checkbox"/> |
| 所有権を有しない場合には, 使用する権限を有することを証する書類           |                     | ・ 借用契約書等の写し等                     |                          |
| ③ フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類                 |                     | ・ 取扱説明書, 仕様書, カタログ等の写し等          | <input type="checkbox"/> |
| ④ 申請者に関する書類                                |                     |                                  |                          |
| 個人   | 申請者の住民票の写しの原本       | ☆発行日から3か月以内のもの                   | <input type="checkbox"/> |
| 法人   | 登記事項証明書（商業登記簿謄本）の原本 | ☆発行日から3か月以内のもの                   | <input type="checkbox"/> |

## 誓約書において誓約する事項について (フロン排出抑制法第29条第1項)

第一種フロン類充填回収業の登録申請，更新の登録申請及び変更届出時に提出する誓約書（要領様式第1又は2）において，誓約する事項については，次の事項となります。

誓約書を作成する際には，これらの事項に該当していないことを確認してください。

なお，これらの事項に該当している場合は，第一種フロン類充填回収業を行うことができませんのでご注意ください。

---

- 1 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
（主務省令で定める者：精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- 2 フロン排出抑制法の規定若しくは自動車リサイクル法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 フロン排出抑制法第35条第1項の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものがフロン排出抑制法第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 フロン排出抑制法第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者
- 6 法人であって，その役員のうちに上記1～5のいずれかに該当する者があるもの

## 宮城県「フロン排出抑制法」行政関係機関一覧

| 機関名                         | 郵便番号     | 所在地                          | 電話番号             | 管轄地域                     |
|-----------------------------|----------|------------------------------|------------------|--------------------------|
| 宮城県環境生活部<br>環境政策課<br>温暖化対策班 | 980-8570 | 仙台市青葉区本町3-8-1<br>(行政庁舎13階北側) | 022-<br>211-2661 | 仙台市又は県外                  |
| 仙南保健所<br>環境廃棄物班             | 989-1243 | 大河原町字南129-1<br>(大河原合同庁舎内)    | 0224-<br>53-3118 | 白石市・角田市・刈田郡<br>・柴田郡・丸森町  |
| 塩釜保健所<br>環境廃棄物班             | 985-0003 | 塩竈市北浜4-8-15                  | 022-<br>363-5506 | 塩竈市・多賀城市・富谷市<br>・黒川郡・宮城郡 |
| 塩釜保健所<br>岩沼支所<br>環境廃棄物班     | 989-2432 | 岩沼市中央3-1-18                  | 0223-<br>22-6295 | 名取市・岩沼市・亶理郡              |
| 大崎保健所<br>環境廃棄物班             | 989-6117 | 大崎市古川旭4-1-1<br>(大崎合同庁舎内)     | 0229-<br>87-8002 | 大崎市・栗原市・加美郡・遠田郡          |
| 石巻保健所<br>環境廃棄物班             | 986-0850 | 石巻市あゆみ野5-7<br>(石巻合同庁舎内)      | 0225-<br>95-1418 | 石巻市・登米市・東松島市<br>・女川町     |
| 気仙沼保健所<br>環境廃棄物班            | 988-0066 | 気仙沼市東新城3-3-3                 | 0226-<br>22-5127 | 気仙沼市・南三陸町                |

※「仙台市又は宮城県外にのみ事業所がある場合」, 「仙台市及び仙台市内を除く宮城県内に複数の事業所がある場合で、主たる事業所が仙台市内の場合」は環境政策課（温暖化対策班）が申請・問い合わせ窓口となりますので、ご注意ください。